# 筑波研究学園都市建設法施行令 （昭和四十五年政令第二百四十号）

#### 第一条（研究学園地区の区域）

筑波研究学園都市建設法（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める区域は、別表に掲げる区域とする。

#### 第二条（公共施設）

法第二条第六項の政令で定める公共の用に供する施設は、緑地、広場、墓園、水路、駐車場、自動車ターミナル、火葬場、汚物処理場又はごみ処理場とする。

#### 第三条（公益的施設）

法第二条第七項の政令で定める施設は、図書館、公民館、青年の家、スポーツ用施設、児童厚生施設、卸売市場、と畜場、郵便施設、電気通信事業用施設、電気供給施設、ガス供給施設、熱供給施設又は購買施設とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年一二月八日政令第四二〇号）

この政令は、法の施行の日（昭和四十七年十二月二十日）から施行する。

# 附　則（昭和四九年六月二六日政令第二二五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年三月一五日政令第三一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年一〇月二九日政令第三四六号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年八月三〇日政令第二八二号）

この政令は、公布の日から施行する。